

議案第98号

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う人事評価制度の見直しにより、勤勉手当の支給要件の変更を行うため、本案を提出する。